

高松市奨学金返還支援事業

令和7年度募集要項(令和8年4月就職者用)



－目次－

1 趣旨	P.2
2 補助額	〃
3 対象となる奨学金	〃
4 対象となる就職先	P2～3
5 補助金交付までの流れ	P.3
6 事前申込の手続きについて	P.3～4
7 補助金交付申請の手続きについて	P.5
8 補助金の請求について	P.5
9 補助金の返還について	P.6
10 提出・お問合せ先	P.6

令和7年4月

高松市政策局政策課 地域活力推進室

1 趣旨

大学等を卒業後、本補助金の事前申込後に香川県内の中小企業者等に就職する方が在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部について、予算の範囲内で「高松市奨学金返還支援事業補助金」を交付します。

2 補助額

最大60万円（年間12万円×5年間）

大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の返還金額の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が60万円を超える場合にあっては、**上限60万円**とします。

ただし、事前申込みの日以前から、奨学金の返還を開始している方については、**事前申込み時点における返還残額**に2分の1を乗じて得た額とします。

補助額が12万円を超える場合は、超える額について次年度に繰り越すものとし、その後も同様とします。**（最長5年間）**。

3 対象となる奨学金

（独）日本学生支援機構第一種・第二種

4 対象となる就職先（以下、「対象企業」という）

次の（１）～（９）のいずれかに該当するものであって、県内に主たる事務所又は事業所を有するものとします。

- （１）中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者）
- ・業種ごとに従業員数と資本金で区分されておりますので、**下記の表**を参考にしてください
 - ・従業員数と資本金のうち、いずれかの基準を満たす場合、「中小企業者」に該当します
- （中小企業庁 HP 内 FAQ「中小企業の定義について」より

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、その他	300人以下	3億円以下

- （２）社会福祉法人
- （３）医療機関（地方厚生局長又は地方厚生支局長から保険医療機関又は保険薬局として指定を受けたものに限る）
- （４）学校法人
- （５）農事組合法人
- （６）NPO法人

- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人
- (9) その他中小企業同等規模法人として市長が認めるもの

ただし、上記に該当する場合であっても、以下に該当するものは除きます。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

5 補助金交付までの流れ

年度	月	手続き等
令和7年度 (2025)		就職活動
	4月	補助金事前申込（オンライン申請のみ）
	～2月	補助予定者の決定
	3月	大学等を卒業・修了
令和8年度 (2026)	4月	香川県内の中小企業者等に就職（1年目）
	10月	奨学金の返還開始
		補助金交付申請
	11月	補助金の交付決定
		補助金の請求・受け取り
令和9年度 (2027)		就職2年目
	10月	補助金交付申請・請求・受け取り（2年目）
	～ 11月	※補助額が12万円を超える場合、超える額については次年度に繰り越して交付申請いただきます。

※

6 事前申込の手続きについて

対象者 次に掲げる全ての要件に該当する者であること

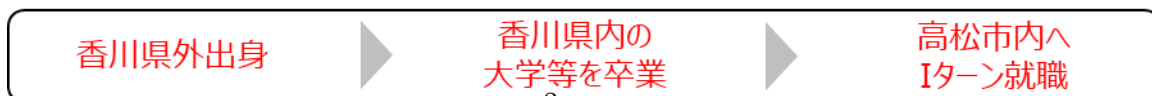
- (1) 令和8年度の末日において**30歳未満**であること
- (2) 大学等在学中に（独）日本学生支援機構第一種・第二種奨学金の貸与を受けた者であること
- (3) 次のいずれかに該当すること

ア



高等学校等を卒業した日において香川県内に住所を有していた者（香川県外の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県内に住所を有していたものを含む。）で、香川県外に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

イ



高等学校等を卒業した日において香川県外に住所を有していた者（香川県内の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県外に住所を有していたものを含む。）で、香川県内に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

- (4) 対象企業における**正規雇用者**であること（事前申込みの日時点において、対象企業に正規雇用者として雇用されている者を除く）
- (5) **初めての交付申請日（＝令和8年10月頃）**から起算して**5年以上、高松市に居住する予定**であること
- (6) 高松市の市税を滞納していないこと
- (7) 奨学金の返還を滞納していないこと
- (8) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと
- (9) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと

募集概要

申請期間 **令和7年4月1日**から受付開始

定 員 **50名（先着）** 申請者数が定員に達した場合、受付は終了

申請方法 高松市移住ナビから**オンライン申請のみ**の受付となります。

移住ナビ <https://www.takamatsu-iju.jp/news/entry-381.html>



申込書類 次の各号に掲げる書類を添付し、申請してください。（添付書類は写真データ等を添付可）

- (1) 奨学金の貸与を受けた修学先の在学又は卒業を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書

※こちらは、事前申込みの日以前から奨学金の返還を開始している方のみご提出ください

- (4) 対象企業に雇用される予定であることを証する書類

申 込 後 本市において、補助予定者及び補助金予定額を決定し、申込者へ通知します。

補助予定者決定後の変更 補助予定者決定後に、下記の変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。

- 届出事由**
- 1 就職予定先の変更
 - 2 内定状況の変更（不採用、内定取消、内定辞退等）
 - 3 卒業予定時期の変更（留年、休学、退学等）
 - 4 他の機関等から奨学金返還の支援を受けることになったとき、返還免除等により返還すべき奨学金が減額となったとき等
 - 5 住所又は氏名の変更があったとき
 - 6 その他、本補助金交付要綱第3条に定める補助対象者に該当しなくなる場合

届出書類 高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書（様式第3号）

添付書類 変更の内容を証する書類

届出方法 郵送又は持参

届 出 後 届出内容を審査し、変更又は取消の決定を行います。

7 補助金交付申請の手続きについて

申請書類 補助予定者は、高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 返還支援の対象となる奨学金の貸与を受けた修学先の卒業を証する書類（初回申請時のみ。）
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書

奨学金返還証明書			
見 本			
奨 学 生 番 号 810-**-*****			
氏 名 機 構 太 郎			
学 校 名 機 構 大 学			
(令和**年**月**日現在)			
貸 与 総 額	*, ***, ***円	返 還 総 額	*, ***, ***円
割 賦 方 法	月賦	年 利 率	*, ****%, ***%
割 賦 金	*, ***円	最 終 回 割 賦	*, ***円
返 還 回 数	***回	残 回 数	***回
現 在 の 残 額	*, ***, ***円		
元 金	*, ***, ***円		
利 息	*, ***円	(****年**月分まで)	
返 還 残 期 間	****年**月分 から ****年**月分 まで		
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和**年 **月**日


JASSO

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長

育 英 一 郎

公 印

(印影印刷)

日本学生支援機構ホームページより転記

- (3) 在職証明書（様式第7号）
- (4) 住民票の写し
- (5) 誓約書兼同意書（様式第8号）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

※(2)～(4)までに掲げる書類については、申請書を提出する日以前3月以内に作成し、又は発行されたものに限る。

届出方法 郵送又は持参

届 出 後 本市において、交付決定者を決定し、申請者へ通知。

8 補助金の請求について

提出書類 交付決定者は、交付決定後、速やかに高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。

届出方法 郵送又は持参

提 出 後 本市において、補助金を指定口座へ入金

9 補助金の返還について

補助金の交付を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

返還の対象となる要件	返還金額
虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合	全額
初めての交付申請日から起算して3年未満の間に、高松市から転出又は離職した場合	全額
初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間に高松市から転出した又は離職した場合	半額
居住確認のための調査等を拒否し、高松市に居住していることが確認できない場合	全額

ただし、次のいずれかに該当する場合は**除く**。

- (1) 雇用企業の倒産、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により当該雇用企業を退職した場合において、当該退職の日から3月を経過した日までの間に新たに他の対象企業の正規雇用者となった場合。この場合、高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第14号）を提出すること。
- (2) 就業先が行う転勤、出向又は研修等による転出である場合。この場合、当該転出の前に、就業先が発行する一時的に他の市区町村へ転出することの証明書（様式第12号）を提出すること。

10 提出・お問合せ先

高松市政策課地域活力推進室 「高松市奨学金返還支援制度」担当

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15（高松市役所4階）

電話番号：087-839-2143 Eメール：seisaku@city.takamatsu.lg.jp